

建設コンサルタント等委託業務における低入札調査基準価格の見直しについて

令和元年7月15日以降に指名通知を行う委託業務に係る入札から、低入札調査基準価格及び数値的判断基準(失格基準)を次のとおり見直します。

<見直しの内容>

(1) 調査基準価格の改正

(測量業務)

現 行	
①直接測量費	100%
②測量調査費	100%
③諸経費	48%
合計額＝調査基準価格	
※合計が、予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、 8/10 を超える場合は 8/10 を調査基準価格とする。	



改 正 後	
①直接測量費	100%
②測量調査費	100%
③諸経費	48%
合計額＝調査基準価格	
※合計が、予定価格の6/10に満たない場合は6/10の額を、 8.2/10 を超える場合は 8.2/10 を調査基準価格とする。	

(地質調査業務)

現 行	
①直接調査費	100%
②間接調査費	90%
③解析等調査業務費	80%
④諸経費	45%
合計額＝調査基準価格	
※合計が、予定価格の2/3に満たない場合は2/3の額を、8.5/10を超える場合は8.5/10を調査基準価格とする。	

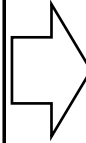


改 正 後	
①直接調査費	100%
②間接調査費	90%
③解析等調査業務費	80%
④諸経費	48%
合計額＝調査基準価格	
※合計が、予定価格の2/3に満たない場合は2/3の額を、8.5/10を超える場合は8.5/10を調査基準価格とする。	

(2) 数値的判断基準(失格基準)の改正

(地質調査業務)

現 行
入札価格が次の場合は失格とする。 入札価格 < (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格) × 0.9 ※調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は、下位3者とする。
ただし、次の場合は、この限りではない。 入札価格 ≥ 直接調査費 × 0.85 + 間接調査費 × 0.85 + 解析等調査業務費 × 0.8 + 諸経費 × 0.45



改 正 後
入札価格が次の場合は失格とする。 入札価格 < (調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格) × 0.9 ※調査基準価格を下回る価格での入札者が3者未満の場合は、下位3者とする。
ただし、次の場合は、この限りではない。 入札価格 ≥ 直接調査費 × 0.85 + 間接調査費 × 0.85 + 解析等調査業務費 × 0.8 + 諸経費 × 0.48

<問合せ先>

富山県土木部管理課入札・契約係

TEL 076-444-3309